

藤沢市社会教育委員会議  
令和5年度11月定例会

議 事 録

日 時 2023年(令和5年)11月20日(月)  
場 所 藤沢市役所本庁舎 8階 8-1・8-2会議室

# 令和5年度藤沢市社会教育委員会議11月定例会

日時： 2023年（令和5年）11月20日（月）  
午前9時30分から

場所： 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

1 開 会

2 議事録の確認

3 議題

（1）生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理について

（2）社会教育関係事務のあり方について

4 報告

5 その他

6 閉会

(出席委員)

稲川由佳・瀬戸内恵・伊藤秀樹・小笠原貢・越智明美・窪島義浩・川野佐一郎

後藤智子・田口迪子・西尾愛・西村雅代・平野まり・福家大輔・三宅裕子・矢尾板丈明

(事務局)

横田参事・浅上主幹・田高主幹・守屋課長補佐・鈴木職員・菊地課長・山出課長補佐・石塚館長・小泉主幹

\*\*\*\*\* 午前9時30分 開会 \*\*\*\*\*

稲川議長

それでは定刻になりましたので社会教育委員会議11月定例会を開催したいと思います。本日も定例会の円滑な進行につきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局から欠席委員の確認と会議の成立について報告をよろしくお願いいたします。

事務局

藤沢市社会教育委員会議規則第4条により、審議会の成立要件として、委員の過半数以上の出席が必要とされておりますが、委員定数15名に対して、本日の出席委員15名であることから、会議は成立いたしましたことをご報告申し上げます。

稲川議長

本日傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局

いらっしゃいません。

稲川議長

それでは事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

事務局

(資料の確認)

稲川議長

議事に入る前に、9月の定例会の議事録の確認をしたいと思えます。修正等ありましたでしょうか。

事務局 今回、議事録について修正のご依頼をお1人からいただいており、修正した形でお配りをしております。

稲川議長 その他、ご修正のある方がいらっしゃいましたらこの場でご発言をお願いいたします。特にないようですので、それではこれで確定とさせていただきますと思います。

それでは議題に入ってまいりたいと思います。本日は(1)生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理についてと、(2)社会教育関係事務のあり方についての二つの議題がありますが、それぞれの議題において、郷土歴史課と総合市民図書館からヒアリングを行うため、職員の皆様にご出席いただいております。

それでは議題(1)生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理についてに入ってまいります。

本日はまず初めに、郷土歴史課から、続いて総合市民図書館から、それぞれプランの事業についてご説明を受けたいと思います。

その次に皆様から一括してご意見ご質問をいただきたいと思えます。それでは初めに、郷土歴史課から菊地課長、どうぞよろしく願いいたします。

事務局 郷土歴史課長の菊地でございます。本日私と、課長補佐の山出とご説明にあがらせていただきました。

それではまず資料1「郷土歴史館の業務について」ということをご説明をさせていただきます。

1ページ目下段、主な業務です。一つ目、これが一番主たる業務ではございますが、文化財の保護に関する事務。こちらは国・県・市指定文化財合わせまして、本市には現在112件ございます。また国登録有形文化財建造物につきましては20ヶ所を42件、存在してございます。

こちらは、文化財の所在を確認し、現状を把握して、散逸を防ぐための調査などを行いまして、また特に貴重なものについて重要文化

財に指定するなどして、市民の財産として後世に残すことができるよう保護継承に取り組んでいく、こういった業務になっております。

2番目の埋蔵文化財に関する業務です。開発などに伴いまして、埋蔵文化財の確認調査を実施するとともに、記録保存のための発掘調査が必要な場合は、事業者との調整や指導を行っているものでございます。

3番目の歴史資料の整理・保管・公開活用です。郷土歴史に関することですか、民族といった調査研究の成果、それから収集資料の一部展示公開するとともに、講座や講演会、ホームページなどを通して市民の学習機会の確保や情報提供を行っている業務でございます。

続きまして4番目、5番目でございますが、4番目のふじさわ宿交流館、それから5番目の藤澤浮世絵館こちらの管理運営を行う業務がございます。

次のページをご覧ください。主な施設ということで、ふじさわ宿交流館は遊行寺さんの門前でございます、郷土資料の展示ですとか、各種講演会、ワークショップ、それから藤沢宿全体の賑わいを創出するような業務を担っている施設でございます。

次に藤澤浮世絵館でございますが、辻堂のココテラス湘南というビルの中の7階にあるんですが、浮世絵や、我々が収集してまいりました郷土資料の展示をさせていただきまして、また講座ですとか見どころ解説、それから実際に浮世絵を刷る体験といったことを実施している施設になります。

続きまして、主な取り組みの1点目といたしましてはふじさわ宿交流館の運営になります。

交流館につきましては、藤沢市西富遊行寺の門前のエリアは旧東海道の藤沢宿に位置しておりまして、蔵や町屋が残っておりまして、歴史散策やウォーキングをされる方が非常に多くお立ち寄りをいただいているところでございます。

次に、交流館の管理運営ということで、施設1階に多目的ホールがございます、普段はお立ち寄りいただいた方の休憩場所としてご利用

用いただいております、また地域の活性化や賑わいに繋がるようなミニコンサートや宿場寄席、ワークショップ、歴史講座なども開催しております。

3月に、江の島の流鏑馬教養講座ということで、江の島の海岸で流鏑馬を観光協会が実施いたしました。

その解説という形で、実際に流鏑馬ってこうなんですよというような講座をやらせていただいたりしております。

藤沢市観光協会が指定管理者として管理運営しているもので、そういった連携を取るようなこともございます。

次に主な取組②ということで、藤沢浮世絵館の管理運営になります。私どもがこれまで収集してきた浮世絵や郷土資料、具体的には歌舞伎の台本や浄瑠璃の本、吉田初三郎の鳥瞰図、いわゆる大昔の案内図等も収集しておりますので、皆さんに歴史あるところを感じていただいたりですとか、様々な形で郷土の資料を提供することで、市民の郷土愛を育みまして他の文化の向上に繋げることを目的とした取り組みをしている施設でございます。

年6回企画展を行っております、各回それぞれのテーマに沿って東海道五十三次に関するコーナーや、藤沢塾に関するコーナー、江の島のコーナーといったテーマに分けて展示をしております、毎回異なる浮世絵の文化資料をお楽しみいただけるように取り組んでいるところでございます。

浮世絵館は展示室だけではなくて、ホールやライブラリーも用意をさせていただいております、藤沢の歴史に関する書籍の閲覧や浮世絵ができるまでの展示解説などもしております。

また、館内と近隣の施設などを使わせていただきまして、展示に関する講座ですとかワークショップも行っております。

さらに、地域の行事や観光イベント、例えば公民館まつりやその他国際交流のイベントにも出向かせていただきまして、浮世絵刷り体験、実際に学芸員が版木を掘りまして、浮世絵を刷る体験というのをしてもらいます。

こういった形でのアウトリーチの活動を通して、幅広い年代の方に、また学校などの見学の受け入れも行っておりました、そういった教育施設としての側面も果たしている施設になっているところがございます。

郷土歴史課の業務につきましては以上になります。

続いて、生涯学習プランの私どもの業務の説明ということで移らせていただきます。事業番号No.32歴史資料の公開活用というところからご説明をさせていただきます。

文化財及び歴史資料等の展示・公開を行いまして、講座やワークショップ等を開催することで郷土の歴史文化の理解を深めるものでございます。

実績、自己評価、実績等を踏まえた課題、課題に対する今後の取組につきましては、記載の通りでございますので、お読みいただければと思います。

No.33「ふじさわ宿交流館事業」でございます。ふじさわ宿交流館を基点といたしまして、他の様々な取組とあわせて旧東海道の藤沢塾周辺地域の活性化に繋がる活用を図るものでございます。

No.34「藤澤浮世絵館事業」につきましては、市が所蔵する浮世絵等の地域資料を観覧に供するとともに、市民の郷土への愛着を育み、地域理解を深める機会を提供するものとなっております。

これら3事業では事業ごとにアンケートを行っておりまして、今回参考資料としてお付けしておりますのでご覧いただければと思います。

別紙のアンケートでございますが、No.32「歴史資料の公開活用」につきましては、市民ギャラリーの常設展示室がございまして、展示会ごとにアンケートを実施しております。

今回資料といたしましては、一例として、本年4月26日から6月5日まで開催いたしました「未来へつなぐ文化財～文化財の修理報告展～」に関するものでございます。

次にNo.33「ふじさわ宿交流館事業」に関しましては、令和4年度ふじさわ宿交流館利用者アンケートの集計結果となっております。

No.34「藤澤浮世絵館事業」に関しましては、令和4年度の来館者アンケートの集計結果になります。

以上で郷土歴史館の説明を終わらせていただきます。

稲川議長

続きまして、総合市民図書館からのご説明を、石塚課長、お願いいたします。

事務局

総合市民図書館長の石塚でございます。私の隣は主幹の小泉でございます。今日は2人で説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

資料2をご覧ください。

藤沢市図書館は、図書館法に定められた公立図書館として、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」という運営方針に基づき、充実した利用者サービスを提供しております。

主な業務といたしましては、記載の1から5番の業務を行っているところでございます。

本市図書館の主な特徴をご説明いたします。

①としましては、全市を四つのブロックに分けた4市民図書館と、市民センター・公民館に併設された11市民図書室の連携により、図書館サービスを推進していることでございます。

さらに、県立図書館および県内公立図書館、市内の大学図書館とのネットワークを確立しており、市で所蔵していない図書資料を借用し、提供するなど、きめ細やかなサービスを行っております。

また、地域に密着した、より効率的、効果的な図書館サービスを提供するため、南、辻堂、湘南大庭の3市民図書館におきましては、NPO法人に業務を委託して運営を行っております。

②子ども読書活動推進事業につきましては、学校や保育園などとも連携し、団体貸し出しやブックリストの配布等を実施するとともに、1歳6ヶ月児健診時のブックスタート事業、おはなし会の開催により、子どもが本と出会う機会の提供に努めております。



③点字図書館事業でございますが、身体障害者福祉法第34条に基づいて設置され、視覚障がい者に対する展示、録音図書の作製、貸出・閲覧及び文化・レクリエーション活動の支援を行うとともに、点字図書館事業に関わるボランティアの育成指導を行っております。

そして、藤沢市図書館の大きな特徴の一つが、図書館事業、点字図書館事業の運営に多くのボランティアの方々が関わり、様々な活動をしていただいているところでございます。

ブックスタート事業やおはなし会、総合市民図書館内にある子ども図書館のディスプレイ、また図書館へ来館することが困難な障がいのある方や高齢者へ資料を届ける宅配サービス等は、多くのボランティアの方々との協働により成り立っております。

続いて、本市の図書館施設につきましては、記載の通りでございます。なお、南市民図書館につきましては、現在建て替えのため、令和元年7月からODAKYU湘南GATE6階に暫定移設をしているところでございます。

図は、藤沢市図書館のサービス網で、本市の図書館施設の位置を地図に示したものでございます。

令和4年10月からは、市民図書室のオンライン化を実施しております。オンライン化前は、市民図書室ごとの貸出証が必要でしたが、図書館カード1枚で全ての市民図書館図書室を利用できるようになり、利用者の利便性向上と業務の効率化が図られているところでございます。

図は、スマートフォン画面のイメージ図でございます。

ふじさわ電子図書サービスは、利用する時間や場所を制限することなく、また、文字の大きさを変えたり、音声での読み上げ機能もあり、貸し出し期限が過ぎると、自動で返却となるなど多彩な機能を活用することで、障がいのある方や、読書離れの進むヤングアダルト世代など、様々な利用者がアクセスしやすい図書館サービスとなっております。

続いて、今後の取り組みについてでございますが、一つ目として、本市では、各館が地区の地域性、人口動態や利用状況を考慮した特徴のある図書館づくりを行っております。

今後につきましても、引き続き地域特性に合わせた市民の関心の高い資料の充実に努めてまいります。

続きまして、②子ども読書活動推進計画の改定でございますが、本市では平成18年3月に、藤沢市子ども読書活動推進計画を策定し、現在は令和2年3月に策定された第4次計画である。藤沢子ども読書プラン2025に基づき、施策の充実に努めてまいります。令和7年の改定に向け、多様化する市民のニーズに対応するような計画づくりに努めてまいります。

③「NPO法人市民の図書館・ふじさわ」との協働による図書館運営でございますが、今後もNPO法人と連携を図りながら、十分な執行体制を維持できるよう、団体と協議を重ねてまいります。

④生活・文化拠点再整備事業における新たな南市民図書館の整備につきましては、市民図書館、青少年会館、市民活動推進センターと複合化施設を構成する各課、各部署と連携を図り、また、ICタグの導入等により、先進的かつシームレスな繋がりを意識した意識した取り組みを計画してまいります。

以上で図書館行政の説明を終わらせていただきます。

続きまして、生涯学習ふじさわプラン2026の総合市民図書館事業についてです。

事業No.8「図書館における学習支援」でございます。

事業の目的としまして、資料の充実に努め、利用者の相談、要望に応じ、図書館資料を用いた的確な資料・情報等を提供するということで、図書館業務の本来的なところでございます。

実績、自己評価等を記載させていただいておりますが、特徴的なところでは、自己評価の令和4年10月にふじさわ電子図書サービスを開始しましたというところでございます。先ほどの説明にもありましたけれども、新しい取り組みということで、開始をして少しずつ周知を図って利用も伸びているというところでございます。

特に今年の9月からは、学校連携を始めまして、市内の小・中学校ではタブレットを使ってお子さんたちがいろいろ事業に活用されていると思いますけど、タブレットを使いながらこの電子図書も見ていただくという取り組みも始めたところでございます。

No.17「図書館宅配サービス・点字図書館事業」でございます。

図書館宅配サービスは、藤沢市図書館のモットーである、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」にのっとり、1人で図書館・図書室に来館、外出することが困難な障がい者や高齢者に図書館資料を届けるということをボランティアの方のお力をいただきながら実施しております。

点字図書館事業は、視覚障がい者の学習意欲に応え、読書や文化活動を通して、文化教養を深める機会を提供するということで、多くのボランティアの方のお力をいただきながら、事業を展開しているというところでございます。実績等に新しい要素は特にはございませんが、引き続き重要な事業として、継続的に行っているというところでございます。

No.23「おはなし会」でございます。

事業の目的は、子どもと本をつなぐ場として、図書館・図書室でのおはなし会を開催するというところでございます。こちらもボランティアさんのお力をいただきながら開催できている事業でございます。年齢も「おひざの上のおはなし会」というような、1人では全然歩けないような赤ちゃんを保護者の方がお膝の上に乗せていただいて、ボランティアさんが読み聞かせをするのを聞いていただく会から、小学生を対象にしたおはなし会まで年齢に合わせたおはなし会を開催しています。

No.54「図書館におけるボランティア養成・活動支援」でございます。

今までご説明申し上げた通り、藤沢市図書館の様々な場面でボランティアの方に関わっていただいております。そうしたボランティアの方を募集して、スキルアップを図っていただくための研修の機会を、年間を通して設けているという事業でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

稲川議長

石塚館長、どうもありがとうございました。

総合市民図書館の事務についてのご説明がございました。

次に、郷土歴史課関連と、総合市民図書館関連のプランの事業について、一括してご意見、ご質問をいただきたいと思います。

プランの進捗管理につきましては、生涯学習ふじさわプラン2026の理念と目標の観点から、また、本プランの5年間を見据えた上でスタートアップの年度としての視点からご意見、ご質問をいただければと思います。

それでは皆様、ご意見ご質問ありましたら、挙手にてお願いいたします。

窪島委員、どうぞ。

窪島委員

図書館の方に質問させていただきたいと思います。

No.8に電子図書サービスの話がございましたが、貸出数が伸び悩んでいるという課題が書かれており、また今後の取り組みとして、来館が困難な方への情報提供を図るとも書かれているんですけども、来館が困難な方以外の方々にも情報提供等を図っていかなければいけない、電子サービスを広げていかなければいけないと考えます。

電子図書サービスの広がりについて、学校でも取り組ませていただいているところではあるんですけども、今後5年間を見据えて、その他の市民の方々に対してはどのように取り組んでいращやるのか、あるいはそういう計画なのか教えていただきたいと思います。

事務局

電子図書サービスは、昨年10月にスタートしたばかりでございますけれども、周知としては、図書館の中にポスターやチラシ等を掲示することで、来館する皆さんにお知らせしております。

また、ホームページにもお知らせを載せています。あとは、今後、電子図書として読むことのできる本の種類、内容を充実させていくことで、だんだん広めていきたいというところでございます。

稲川議長

ありがとうございます。

他にどなたかご質問ございますでしょうか。三宅委員、どうぞ。

三宅委員

ご説明ありがとうございました。

学べる機会の提供や、その支援という視点から考えますと、藤沢市内にも外国籍の方が結構増えていると思いますが、そうしたところというのは、何か視野に入れて検討されていることとか、取り組んでおられることなどがおありでしょうか。ありましたら教えてください。

事務局

郷土歴史課からご説明をさせていただきます。

郷土歴史課の外国籍の方への取り組みですと、藤澤浮世絵館で展示をさせていただくときに、キャプション、一つ一つの作品に対しての説明は、英語と日本語と合わせて展示させていただいております。

それ以外の言語につきましても、ホームページの方で解説し、概要をご覧いただけるようになっております。あとはリーフレットにつきましても、現在6カ国語、日本語入れると7カ国語での提供をさせていただいております。

また、先日新聞にも掲載していただいたんですけども、留学生の方の視点ということで、藤沢の魅力をというプログラムの一つに、浮世絵館の見学や体験をしていただき、外国の方から見た我々がどのように映っているのか、どういうところに魅力があるのかということの研究させていただいたりもしております。

事務局

図書館では、まず、図書館の中にも外国語で書かれた本を置いております。それ以外に取り組みとしては、絵本の読み聞かせを、いろんな言語で聞いていただく取り組みを行っております。

今年度も既に実施をしたところがございますけど、我々日本人に馴染みの深い本が外国語で翻訳されているものがございます。中国語や英語、スペイン語であったり、それを読んでいただけるボランティアの方も、それぞれの言語を話す外国籍の方に来ていただいて、順番に、その本をその国の言葉で読んでいただき、それを子どもも大人も聞いてみるという取り組みをしています。

また、12月2日には、湘南台で例年行っているMINTOMO交流会にも図書館として参加をさせていただく予定です。

稲川議長

その他、ご質問ございますでしょうか。越智委員、どうぞ。

越智委員

私は藤沢市の子ども会の関係で出てきているんですが、お母さん方からの意見として、小田急の中にある図書室の貸し借りの窓口をなくさないでほしいということがあります。お子さん連れで駅前にお買い物とか習い事に来る方も多いんですけれども、そこにあるから寄っているみたいな意見が非常にあるので、今後南市民図書館が新しく建て替えられて、いろんな形で変わるということも聞いていますけれども、気軽に返せる、受け取ることができる場所、茅ヶ崎は改札を出たところに引き出しがありますが、ああいうものがあればもう少し気軽になるのではないかと思いますので、考えていただければと思います。

稲川議長

他にいかがでしょうか。小笠原委員、どうぞ。

小笠原委員

それぞれ一点質問させてください。

郷土歴史課さんのNo.34「藤澤浮世絵館事業」について、令和4年度事業計画につきましては、藤澤浮世絵館の運営(利用者数2万1500人)という数値が書かれておりまして、実績としては、残念ながら未達で1万2772人ということなんですけれども、この数値というのは、例えば前年もしくはコロナ前と比べて、伸びてるのかそれともマイナスになっているのか、その辺はどうでしょうか。

事務局

コロナ前と比べると1万2000人は非常に少ない数字になっております。令和4年度につきましては、まだコロナの影響が若干残っていたのかなというところもございますが、私どもの展示会につきましては、なるべく皆さんの興味関心を引きつけるようなものということで心がけております。一番初めの頃、開館したてはご祝儀というか、

珍しさに来館される方もいらっしたんですけども、その後は横ばいから微減で推移しておりました。

ただ突出して上がる展示会がございまして、非常に影響が出るのが、大河ドラマと朝の連続ドラマです。来館者数が非常に多くなったタイミングが、鎌倉殿の13人の関連の展示です。義経関連の浮世絵などを展示しますというアナウンスをさせていただくと、非常に伸びたりします。

そういったものをきっかけにして、他の作品にも触れていただく機会の一つにできればと捉えておりますので、必ずしも数字だけを追いかけるということではないのですが、やはり昨年より今年、今年より来年という形で皆さんにより多く伝えていく、その手法というのは今後も引き続き研究をしてみたいと考えております。

小笠原委員

ありがとうございました。

図書館の方ですが、事業No.54「図書館におけるボランティアの養成・活動支援」のところで、ボランティアの方の確保というのが現状難しいのではないのかなとは思っているんですが、十分にボランティアを確保できているのでしょうか。

事務局

ボランティアの確保ですが、今のところ不足しているということはなく、事業を行うのに十分な人がいるということでございます。

小笠原委員

ボランティアについては、全然不足してないということによろしいんですか。

事務局

現状はそういう状況でございますが、ただボランティアさんも高齢化しているところがございますので、今後、図書館としても、なるべく若年層の方もボランティアに参加していただけるように何らか工夫をしていかないといけないと感じているところでございます。

- 小笠原委員 藤沢市が積極的に推進をしているチームFUJISAWA2020というボランティアのマッチングサイトがあるのはご存知ですか。そちらに総合市民図書館は登録しているのでしょうか。
- 事務局 現状では登録はしてございません。
- 小笠原委員 せっかく藤沢市が積極的に推進をしているサイトですから、ボランティアをやりたいという登録者が3300人ほどいると思うんですが、ぜひ団体登録をして、ボランティアを常に安定的に確保いただければなと思っております。
- 稲川議長 他にご意見いかがでしょうか。伊藤委員、どうぞ。
- 伊藤委員 図書館について、先ほど電子図書の件で小中学校との連携ということがお話ございました。
- 高校の場合、設置者が違うのでなかなか連携が難しい部分もあるかとは思いますが、市内に通学している子どもたちがたくさんいますので、ぜひ高校とも連携をしていただけると非常にありがたいと思っております。
- 国のGIGAスクール構想で、神奈川県立の高校でも、2年生までは全員端末を持っております。令和8年度には全校生徒が端末を持つという状況になりますので、ぜひご案内いただいて連携を進めていきたいと思っております。
- それからもう一点、電子図書サービスですが、文字の読み上げ機能と文字の大きさも変えられるということで、目が悪くなってきた高齢者に対しても宣伝をしていくということを、ぜひ進めていただければと思います。以上です。
- 事務局 高校生年代への周知ということで、図書館の方の課題としては、若い方を読書に結びつけるということが一つございますので、貴重なご意見をいただいたと思います。持ち帰って担当の方にですね、



高校生対象の取り組みも検討するよう、館内で共有したいと思います。

稲川議長

他にいかがでしょうか。窪島委員、どうぞ。

窪島委員

郷土歴史課の藤澤浮世絵館事業についてなんですけれども、事業計画には公共施設出張展示というのが入ってしまっていて、実績には、公民館において講座を開催ということは書かれているんですが、実際に公共施設の出張展示については書かれていないのですけれども、具体的にはどのようなところでどのようなことを行ったのか、また次年度以降はそういったことも行う予定があるのかどうなのか、教えていただけるとありがたいのですが、お願いいたします。

事務局

公共施設へのお出張展示でございますが、こども館での展示をさせていただいております。こども館の中で、一部コーナーをお借りいたしまして、考古資料、いわゆる土器とか石器とか、そういったものを解説しながらわかりやすく展示をさせていただくといった取り組みもさせていただいております。

ただ、どなたでもご覧いただけるような形にしているところですので、数の把握が難しく、記載しきれなかった部分は申し訳ございませんでした。

ただ、他にも、こういった事業があるから何か展示してもらえないかというご相談も、都度いただいているところでございまして、本物はなかなか展示できないものの、レプリカも持ち合わせておりますので、それらの展示をさせていただくなどといった形で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

窪島委員

ここに書かれているのは浮世絵に関してではなく、文化財全般の出張展示という意味合いでよろしいでしょうか。

事務局 失礼いたしました。浮世絵館に限りますと、先ほどお伝えしました浮世絵の展示ということで、例えば公民館の方で講座をやるのでそういうものがないかといったご相談をさせていただきましたときに、レプリカをお貸しするという取り組みになってまいります。

稲川議長 他にいかがでしょうか。田口委員、どうぞ。

田口委員 私は茶道をやっておりまして、先日、ふじさわ宿交流館の近くでお茶会を開きました。交流館は良い施設だと思うので、もう少しPRしたほうが良いと思いますが、パンフレットなどは作っていますか。

事務局 ふじさわ宿交流館のリーフレットはお作りしておりますが、なかなかPRが行き届いておりませんで、見てきていただくというよりは、藤沢宿全体の遊行寺も然りでございますし、ほかの歴史的な場所、白旗神社さんですとか、古い町家などを巡るまち歩きの中で交流館にお立ち寄りいただく、お休みどころみたいな形で捉えているところもございます。もちろんPRをしていくというところはまだまだ足りていないのかなとは感じているところがございますので、我々が皆さんに巡っていただきたいところなどにはリーフレットなども置かせていただけたらと考えております。

田口委員 ありがとうございます。この間湘南台のこども館で事業を行いました、アンケートを取りましたが、一番多かったのは前からこども館を知っているということではなく、当日来たら湘南台のところに事業のパンフレットがあつて、それでこども館に寄ったということがありました。私達も事業をやっていく以上、PRとか、パンフレットの作り方など考えたいと思っております。

稲川議長 他にいかがでしょうか。矢尾板委員、どうぞ。

矢尾板委員

ありがとうございます。全体的な事業につきまして、連携をしっかりとっている事業もあれば、もう少し連携を深めてほしいという事業もあると感じておりまして、特に関連する分野、オーバーラップしている分野につきましては担当部課の中で、連携とか協力をより一層深めていただきたいと。

今回は初年度になりますけれども、ぜひ次年度以降は所管の枠を超えた情報の共有、それから事業実施に際しての連携と協力を、十分機能する体制を整備していただきたいと感じておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

こういった観点からいくつかご質問させていただきたいと思うんですけれども、外国籍市民対応は非常に重要な論点だと思っております。

一方で、人権男女共同平和国際課という部署があると承知しておりますけれども、そこで多文化共生社会の実現に向けて様々なイベントですとか事業を行っていると思っておりますが、その課との連携状況についてはいかがでしょうか。

事務局

郷土歴史課になります。外国、多文化共生との連携という部分でございますが、人権男女共同平和国際課で国際交流フェスティバルというのを毎年1回実施しています。

浮世絵館も毎年参加をさせていただきまして、浮世絵の刷り体験ということで、実際に刷っていただいて、自分でお持ち帰りいただくという体験を行いました。日本の方も、外国の方も非常に興味深く参加をしていただきました。

また、留学生からの視点として、インスタグラムに藤沢市に関する90秒の動画を投稿していただく。そうするといつも通っている道や、いつも関わっていることが、実は外国の方には新鮮に映っているということもございます。そういったものをうまく捉えながら発信をしていければと考えているところでございます。

事務局

図書館は、人権男女共同平和国際課との連携ということで申し上げますと一つ、行政支援展示ということを図書館でやっております。行政支援展示というのは、庁内各課の、いろんな分野の取り組みについて、関連する本を図書館の出入口のところに並べて、図書館に来館する方に興味を持っていただくという取り組みの中で、企画政策部のSDGsの取り組みをテーマにして、関連本を掲示するですとか、平和の輪を広げようというテーマや、ジェンダーフリーも扱っております。人権男女共同平和国際課では人権政策の推進指針を作っております、その中に図書館に關係する部分を入れていただいております。それから、MINTOMO交流会は、外国籍の方との交流会で、担当課が人権男女共同平和国際課です。このような連携をさせていただいております。以上です。

矢尾板委員

ありがとうございました。引き続き連携について、郷土歴史課さんは文化財を所有していると思いますが、市内の観光資源と文化財を一体的なストーリーとして発信するような取り組みは非常に重要じゃないかと思っておりますけれども、この点についてのご所見をお伺いいたします。

事務局

11月1日に新たな文化財の指定ということで小栗判官関係の歴史資料等を指定させていただきました。

藤沢宿は古い時代から発祥していますし、他にも江の島は江戸時代から観光地ということで栄えてきました。他にもいいものがたくさんありますが、なかなかPRが上手くないというところは感じております。

現在課題と捉えておりますのが、藤沢全体の文化財を今後どうしていくのかという計画だった取り組みがなかなかできていないという点です。これにつきましては、文化庁の方でも地域の特性に合わせた計画をきちんと作って取り組んでいくために、計画の認定制度なども設けていただいているところでございます。文化財も一つのまとまりとして、歴史、ストーリー、発祥から今までどのように発展し

できたか、どのように皆さんに関わって来ていただいたかを皆さんにお示しすることによって、より一層の愛着を持っていただき、保存と活用に繋げていきたいと考えています。

もちろん保存は大事なんですけれども、保存がなかなか難しく、全国的にも文化財が失われているような現状を踏まえますと、私どもとしてどう捉えていくのか、どううまく皆さんにお伝えしていくかを捉えながらやっていきたいと考えているところでございます。

矢尾板委員

ありがとうございます。周知方法についてお話ありましたけれども私も現地で感じたところは、あれだけ素晴らしいものがあるので、もっと積極的にマスメディアにアプローチするなどの周知方法を検討すれば、なおよろしいのかなと思っております。

連携に関して、専門知識が豊富な学芸員の方もいらっしゃる中で、例えば市内4大学市民講座事業と連携するなどして、そういった学芸員の方々を講師として派遣していただいて、より藤沢市の郷土文化を理解する機会を市民に提供するなどのアイデアがあると思うんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

事務局

市民大学講座は生涯学習総務課の方で行っている事業になりますけれども、それぞれの大学の知見、専門分野について、大学の方でテーマを設定し、講義をしていただいています。

矢尾板委員

もしそこがうまくマッチングできれば、非常に有効なPR手段と思いますので、ぜひ大学の方とも協議を進めていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それから、文化財の収蔵庫について整備されていて、その活用の仕方なんですけれども、単なる保管ではなくて、市民による利活用も視野に入れたような形で整備を推進していただけるといいのかなと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

事務局

収蔵庫につきましては、現在、例えば昔の給食調理場や、昔の公民館の跡地などの古い施設を、仮の収蔵庫という形で市内に分散して保管をさせていただいているところでございます。

収蔵環境としては良好とは言い切れないところですので、整備を進めてまいりましたところ、今回、昨今の物価高騰ですとか資材費の高騰なども踏まえまして、非常に建設費が高騰している中で、どういったものが市民として求めているのかをきちんと捉え直した上で見直しを図っていこうといった作業を進めているところでございます。

実際にどういったものにしていきたいかというところですが、市民の方が、自らの貴重な財産であると感じていただけたら、また本当に触れていただけるようなものにしていきたいと考えております。

しまっておいて後世に繋げばいいだけではなくて、その魅力を後世に伝えていけるような施設がよろしいのではないかなと捉えているところでございます。現時点でどういったものというのはまだ検討段階ではございますが、皆さんにご案内ができるタイミングがございましたら、お伝えをさせていただけたらと思います。

矢尾板委員

ありがとうございました。ぜひ市民目線で市民の利活用ができるような形で整備を進めていただきたいと思います。

最後に、ふじさわ宿交流館の事業でございますけれども、事業目的の中で、藤沢宿周辺地域の活性化に繋がる活用を図ると記載されておりますけれども、今後はぜひそういった活性化に繋がる活用に関しまして、地域の市民活動団体や、藤沢の商工会議所などとの連携につきまして、具体的な協議を進める段階にあらうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

事務局

ふじさわ宿交流館も建設からだいぶ経っている中で、街歩きの立ち寄り場所という位置づけから脱却しようと頑張っているところでございます。まちづくりの拠点になっていくためには、積極的に我々

から出ていって、関わりを持つことが重要なのかなと捉えているところでございます。

藤沢宿自体につきましては、藤沢公民館を中心に、例えば藤沢宿を活性化させたいという思いの中、旧東海道藤沢宿まちそだて隊ですとか、他にもそれぞれの施設で、例えば国登録有形文化財となっております、蔵を利用したパン屋の風土さんが頑張っていたいて盛り上げようとしてくださっております。一つ一つのところがいろんな形で盛り上げていきたいというような思いをお持ちだということは認識をしています。

今回、ふじさわ宿交流館につきましては、来年度以降新たな指定管理者ということで取り組んでいただくところでございますが、私どもが指定管理者に求めるところというのは、単なる施設の管理にとどまらず、地域全体を活性化していけるような取り組みを求めていく姿勢で更新に向けて準備を進めています。

実際に3月になりますと、藤沢宿まつりということで、遊行寺さんから白旗神社さんあたりまでまち歩きをしていただきながら、一つ一つを皆さんに見ていただきたいという思いを持った方々がお祭りを実施したりもしております。

こういった中でどういうふうに関わっていけるか、より皆さんとともに活性化に向けて盛り上げていくことができるような関わりとはどういったものか、皆さんそれぞれの方が悩んでいらっしゃる課題などもあると思いますので、状況共有をさせていただきながら、解決に向けて、より一層の街全体の発展に向けて取り組んでいけたらと考えているところでございます。

矢尾板委員

この事業に関しましては、他部、他課と連携する必要があると思いますので、ぜひ連携を深めて取り組んでいただきたいと思います。

今般プランの初年度ということで、初年度を見据えた事業評価を行います。市民目線からすれば評価についても、初年度だからやむを得ないということではないんだろうと思っております。

私もしっかりと意見を出したいと思っておりますし、例えば基本的な方向性について、初年度で少しの違いが後年度で大きな違いになってくるということもありますので、基本的な方向性については、しっかり慎重に意見を行うと申し述べたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

稲川議長

ありがとうございます。

図書館について質問させていただきたいと思います。

No.8「図書館における学習支援」の評価で、他の図書館との相互貸借では、貸出より借用の方が大きくなっているという現状が続いていますが、藤沢市の図書が、要するに市民の皆さんのご要望に答えきれていないという形になるのでしょうか。

また、もしこれを充実させるということになりますと、予算が必要になってくるかと思えますけれども、そのことについてもしありましたらお答えいただければと思います。

事務局

今ご指摘いただいた通りでございます。

藤沢市民の方から本のリクエストがあった場合に、藤沢市の図書館で持っていないものは、県内の他図書館にないかどうかを探して、提供していくことをやっております。それが藤沢市がよそから借りる件数と、逆に藤沢市から貸し出す件数等でいきますと、藤沢市が借りる件数の方が多くなっています。統計があるんですけども、県内の各町村の中で、藤沢市が一番借りている件数が多いんです。1番が藤沢市、2番が鎌倉市、3番が横浜市という順番になっています。

先ほどご指摘いただいた通り、藤沢市の図書館が市民のリクエストに答えきれていないのではないかとこのところは、まさにその通りです。いろいろ要因は考えられると思います。持っている資料が少ない、市民が読みたい本を揃えられていないといった面もあろうかと思えます。あとは、藤沢市や鎌倉市の辺りに他の地域よりも本をたくさん読む方がいらっしゃるといった地域性もあるかもしれません



けれども、ご指摘いただいたところはその通りでございます。そこを解消するためにどうしていくかですが、市民の方から読みたい本のリクエストがあったら、そのリクエストに基づいてどんどん本を買っていけば、そのリクエストには応えられます。しかし、その本を買っていくにあたって、図書館の判断が入ります。長く読み継がれる本かもしれないし、一時の流行で今読みたいけれど、来年になったらもう読まれなくなっているなど、いろんな本がございます。図書館の方でも難しい判断を迫られている部分がありますが、なるべく市民の方のリクエストに応えられるようにとは思いますが、その辺のバランスを取りながら、リクエストになるべく応えていきたいというところで取り組んでいます。

稲川議長

ありがとうございました。次の議題に入ってまいります。

2の社会教育関係事務のあり方についてです。それでは初めに、郷土歴史課の移管事務についてのご説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは資料3をご覧ください。

郷土歴史課が執行する業務のうち、事務移管の対象となるのが、文化財の保護に関する事務と博物館等の公立社会教育機関の所管に関するもので、藤澤浮世絵館が該当します。ふじさわ宿交流館は公立社会教育機関に位置付けておりませんので対象からは外れます。

1ページをご覧ください。第1の効果は、文化財を次世代へ継承していくことと考えております。文化財保護行政においては、文化財の保存と活用双方が重要な柱です。この保存と活用の均衡に留意した上で、まちづくりや防災、観光部局等との円滑な連携、さらに効率的な意思決定ができるようになって考えており、そうすることでより質の高い市民サービスを提供していくことができると考えております。一方で、文化財保護の中立性や継続性、安定性に影響を及

ばさないように十分に留意して取り組んでいくことも必要であると捉えております。

具体的にイメージしやすいように考えますと、大庭城址公園の近くの和菓子屋さんで天守閣を形づくった大庭城最中がありますが、実は大庭城は土の城で天守閣はありませんでした。天守閣があるイメージをされる方いらっしゃいますが、大庭城の跡がどういったところだったかをご存知の市民の方は少ないと思います。まちづくりの部局が公園として皆さんに提供している一方で、私どもとしましては、昭和40年代から発掘調査をしている中で、その成果について皆様にお伝えしきれてない部分もあると捉えております。

大々的に史跡・歴史公園として活用している市町村もありますが、そこまでできていないと捉えております。PR不足などもあるかもしれませんが、市の指定文化財として、まちづくり部局、公園や市民センターとの連携をより円滑に行い、観光部局とも連携を図ることによって、お互いの発揮すべきところを進めることができるようになると考えているところです。一方で保存については、文化財保護委員会を中心として取り組んでいくという意味合いの中でも、移管の効果は非常に大きいと捉えております。

次に藤澤浮世絵館の運営ですが、観光部局や福祉部局とこれまで以上に連携を図り、効率的に意思決定を行いながら、たくさんの方にご来館をいただくことができ、より多くの方に藤沢の歴史文化を繋いできた資料をご覧いただくことができるような効果があると考えています。

最後に3点目として事務負担についてですが、現在郷土歴史課の業務については、既に市長部局が補助執行を行っていますので、市長部局への事務移管を行った場合でも、意思決定の最終的な決裁者が一部変わりますが、大幅に何かが変わることはないと捉えております。

改正が必要となるのは文化財保護条例関連、浮世絵館の条例規則で、交流館につきましては社会教育機関には位置づけていませんので、今回は条例改正等はないと捉えております。

稲川議長

続きまして総合市民図書館のご説明をお願いいたします。

事務局

今後の求められる図書館の役割をまず書かせていただきました。今回の法改正があったときに文科省が示している、「今後求められる図書館の役割」で使われている表現を引用させていただきました。

他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点というところが、今後求められている役割というところでございます。市長部局へ移管した場合の効果ですが、一点目は市長所管の行政分野との一体的な取組を行うことで、より効果的、横断的な連携を図っていくことが期待できます。もう一点は貸室についてで、図書館においても会議室を貸し出していますが、公民館と同じように、5人以上の方でつくる登録がある団体という枠の中で行っています。これが登録団体の優先利用を確保しつつ、個人や企業等にも利用の幅が広がっていくことは、多様な人々が集い、新たな活動が生まれる場につながるということで、具体的な変更点と考えております。

3ページをご覧ください。地方公共団体の判断により、特定社会教育機関を所管することとなった場合であっても、当該機関が社会教育法、図書館法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりはなく、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等に留意するとともに、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されることが重要であると、令和元年の文科省の通知の中にもあります。

これを担保するための措置として、地教行法の中で、特定社会教育機関の基本的な事項について、あらかじめ教育委員会と協議した上で規則を定める、あるいは社会教育法の第8条の3には、必要と認めるときは教育委員会が意見を述べるができるといった担保措置が定められています。

移管後、特定社会教育機関となることが見込まれる図書館においては、引き続き社会教育法、図書館法の適用のもと、充実した図書館サービスを提供していくということが大切だと考えております。

次の、4具体的に改正が必要な条例および規則としては、図書館に関しては、ここに記載した条例規則で、改正にあたっては、あらかじめ教育委員会に協議をしなければならないと考えております。

それから図書館協議会において、この件についてご説明をした協議の内容をいくつか抜粋しています。主な意見として、「移管によって市民へのサービスないし水準がどうなるのかを十分に検討する必要がある。移管することで効率が良くなるかもしれないが、図書館サービスは効率性ばかりを追求するものではない。社会情勢の観点、もう一つは組織上の意思決定が早くなるという観点などのメリット、デメリットを考えた上で判断をするということが必要ではないか。」というご意見をいただいております。最後に、「図書館は図書館法が基本となっており、それに基づいて政治等に左右されず、適切な判断をしていくことが大事だと思っております。」という形で協議をさせていただきました。

稲川議長

郷土歴史課、そして総合市民図書館からご説明いただきました。一括して皆様からご意見ご質問をいただきたいと思います。

窪島委員

政治的中立という観点を自分は大事にしているので、そちらの方向の話になるかもしれません。先ほど大庭城址の話も出ましたが、本当に事務移管の内容としてふさわしい話なのかと思います。教育委員会の中での仕事であっても歴史公園として作ることができたはずで、逆にそれをやってこなかったという反省を先にしなければいけないものではないのかと。それは我々社会教育委員としても反省しなければいけない問題であって、市長部局へ事務移管になったからできるというものではない。教育委員会の事務でも同じことではないかと思っておりますので、具体的な内容として、もう少し違ったものを

示していただきたいと思います。社会教育あるいは生涯学習のお立場でもいいと思いますが、事務移管によつての効果を見ていきたいと思います。

総合市民図書館について先ほど貸室の話が出ましたが、総合市民図書館として本当に企業や個人に部屋を貸すことが目的なのか。公民館の内容としてならばわかりますが、登録団体ではない個人や企業が借りるのが市民図書館としての仕事なのか、メインの仕事はそこではないのではないという気がしています。郷土歴史課にしても、総合市民図書館にしても、効果の部分を伺うだけでは、市長部局への事務移管が行われて、市民サービス等がこれまで以上に図られるようになるというご説明ではないような気がしてなりません。具体的に良い効果があれば、それを示していただけるとありがたいと思っております。

事務局

文化財保護委員会、浮世絵館運営委員会においても、具体的なメリットとは何かというご意見を頂戴しています。現在教育委員会の中で学校教育と社会教育の分野の相乗効果を見ながら、教育長が指揮を執っている意味という中で、責任を取る者としての教育長の重要性もきちんと考えなければいけないというご意見もいただきました。

また文化財保護委員会についても、法や条例に基づく機関ですので、大きな変更は考えていませんが、委員の中からは、本文化財保護の姿勢が失われるようなことがないよう、取り組んでいく必要があるというご意見を頂戴したところです。浮世絵館についても、観光ばかり目を向けるのではなく、地に足のついた形で学校教育との連携についても考えなければいけないというご意見もいただいたところです。

政治的中立性という話もありましたが、市長が変わったら方向性が変わるということでは困るので、それぞれの分野の専門家の先生たちが、藤沢としてどういったものを守っていくか、べきか考えていくことで、より一層の強化がなされていくと捉えているところです。

文化財保護法の成立の過程から言えば、保存と活用をきちんと両輪で考えていく中で、バランスをとりづらかったところがあったと考えておりますが、その結果として歴史的な建造物が最近失われています。その価値が皆さんに伝わっていない中、相続をして非常に重い税金の中で泣く泣く取り壊さざるを得ない建造物が増えていたり、道端にひっそりと見守っているような道祖神に至っても、建て替えとともに失われてしまう現状にあるのはもうご案内の通りかと思えます。

このような中で、教育委員会の中で今まで取り組んできましたが、これまで以上に円滑な事務執行に努めることができるということで、そういう一つ一つの積み重ねと捉えております。

川野委員

「図書館行政」という言葉は普段使いますか。

事務局

根拠はすぐには出てきませんが、様々な説明の場面で、図書館行政という言い方をしていると思います。

川野委員

教育委員会でも教育委員さんの質問に対してそういう言葉を使いますか。図書館のことが出たときに、教育委員会での質問に、図書館行政としてはこういうふうにやっていますとか、こういう計画ですと使いますか。

事務局

言葉の定義をちゃんと踏まえた上で使っているかというところまでの認識は持ってございません。

川野委員

行政というのは、本来サービスではなかったはずなのに、みんなサービスと捉えていて、行政の方は行政を市民にサービスするというふうな使い方をします。それはもう一般化していますが、行政は受益者負担に対する受益なので、その影響を受ける人は市民で、それに対してサービスするのは当たり前の話です。教育行政と考えると、戦後教育委員会法ができて、ずっとその議論をしていて、そこ

から出てきたのが政治的中立性という言葉です。教育は一つの独自の考え方なので、教育行政にいる側は、行政と言う場合には一般行政と言い、「一般行政ではどうなんですか」という言い方をしました。委員会方式になったから対立しているように思えるけれども、今回3ページに図書館の方で提示いただいた話は、2014年の話で、法改正のときに、特定社会教育機関、特定教育委員会、と使ったんです。つまり、図書館に対しては、図書館サービスを提供していく特定社会教育施設としての機関として、図書館があるわけだから全然問題ないというのが局長の考えです。それを前提でそこに書いてあるように、地方公共団体の判断によりと書いてますが、判断は地方公共団体に任せますという言い方なんです。それで今は市もどうしたらいいかと議論をしているので、図書館行政を市長部局へ移管するにあたって、これを根拠にするということは、前提条件が違うと思うんですね。そういうところをきちんと理解して議論してもらいたいなと思います。

もう一つは、郷土歴史課長さんの、補助執行体制だから、市長部局になっても今やっていることはほとんど変わらないという説明がありました。変わらないのなら何でそんなことをするのかというのが、僕個人の考え方です。条例とか規則を市長部局に移すのですが、それに当たって市民に対して行政の責任がどう変わっていくのかをきちんと言ってもらわないと、我々としてもどのように聞いていいのか戸惑っている状況で意見が言えません。感想程度ですけども、答えはいいです。

事務局

今いただいたご意見の中で窪島委員からも川野委員からも移管することについて、メリット、デメリットがどこにあるのかというお話がありました。移管については平成25年にまず、市長部局に補助執行という形で移管をされています。その時点ではすべての分野で移管できる法の整備もされていませんでしたので、教育委員会の権限のもと市長部局の職員が事務を行うという宙ぶらりんな状態です。県内でも補助執行という市は多くなく、分野によってですが3～

4市がやっています。市民・職員にとっても非常にわかりにくい状況ですが、地教行法が改正されて図書館、公民館、博物館まで含めて移管ができる状況になったので、ここできちんと条例を制定して、市長部局で責任を持って事務を行っていきましょうというのが今回のきっかけです。というわけで、皆様に前回から、具体的に数字や事例を明確にご説明できないのは大変申し訳ないと思っていますが、実際この手続きをしている他の自治体の議事録をつぶさに見ますけれども、具体的にこれができるようになりますと説明しているところはあまり見られないのが実情でございます。特に本市の場合はもう既に補助執行で実施しているというところもあります。しかし、市長の方からもそのような提案があつて、それを前提として教育委員会から諮問いただいていますので、今このタイミングできちんと整理をして、手続きを進めていかないと、宙ぶらりんの状態がずっと続いてしまうということがあります。

どこにメリットがあるかということになると、やはり一番は、より連携をして他の部局と事務を進めていくことができるということと、迅速に事務を進めていくことができるというその2点に基本的には尽きるのかなと思っています。さらに、今まで教育委員会だからという理由でなかなか一歩進められなかったことが、細かいところですけど先ほどの会議室の例でもあります。従来は教育委員会の社会教育法の施設だからできないと言ってやろうとしなかったけれども、これをきっかけにできることも出てくるというところを狙っての今回のこの議論ということになっています。何を議論しているのかわからないというご意見もありましたので、そのような方向で検討させていただいているということを説明させていただきました。

伊藤委員

先ほど文化財保護法のお話があつたかと思います。第1条で「文化財を保護し、且つ、その活用を図り」とあるので、保存と活用は並列とおっしゃいましたが、並列なのでしょう。並列だったら「保存および活用」と言うと思います。まず保存をして活用するということ



で、保存は活用の大前提だと思います。保存なくして活用なしと、文化財については言えるのではないのでしょうか。

高度経済成長期に多くの遺跡が破壊されたと思います。形の上では発掘調査等されましたが、そのまま埋め戻されて、破壊された遺跡がたくさんあるかと思います。我々現代に生きる人間というのは次の世代に責任を持っているので、文化財を継承していく責任があると思います。破壊された文化財は復活復元できないわけですから、先ほどのご説明が違ったのではないかと思うので、後でご回答いただきたいというのが一点です。

それからご議論を聞いていて、戦後のいろんな反省に立って教育委員会法ができ、教育委員の公選制があったと思いますが、時代が流れて、地教行法も何度も改正をされていると思います。そういった中、効率化が求められていることは、時代の流れで仕方がない部分があると思いますが、先ほどの文化財の保護とも関係しますが、一旦壊されたものは元に戻らないというところで、本当にこれでいいのか立ち止まって考えるという意味で、効率的ではないが教育委員会が所管するというのも意味があることなのかなと思います。

例えばその文化財の保護ということについて言えば、市長部局に移るということは、その市長部局の中には、例えば開発を担当する部局もあります。もちろん観光を担当する部局もあると思いますが、ある意味その第三者的な立場が担保されている教育委員会が所管するということには一定の意義があったと思います。なので市長部局に移管するというのは相当大的な方針変更だと思いますので、慎重にあるべきかなと思っています。

それから図書館ですが、政治的な中立とか宗教も最近話題になっていますが、私も教育行政、学校に携わっていて、非常に敏感に取り扱っているところですが、やはり政治的な中立その他の安全性というのは確実に担保されるようになってほしいなと思っていますので、大丈夫なのかなと感じたところです。

事務局

法の読み方については、委員のおっしゃる通り大前提としての保存があると思います。その保存に力が入るのは非常に重要なのですが、きちんと皆さんに知ってもらって、魅力を伝えるという部分が「活用」と捉えております。その上で保存がきちんとなされるという形で進めていきたいという中で、「保存」については文化財保護委員会を中心にこれまで以上にきちんと取り組んでいく必要があると捉えております。

事務局

貸室が図書館の本来業務なのかというご指摘ですが、その通りで、図書館には会議室とかホールがありますが、それを貸すのが本来の目的ではなく、二次的に付随するものだと思います。その効果を言ってもということだとは思いますが、図書館の担っているサービスの中で些細な部分かもしれませんが、実際地域の方に会議室を利用していただくことはありますが、団体登録が必要というところで稼働率が低い時間帯がかなりあります。もしその枠が取り払われると、個人での利用がしやすくなって、例えば一つ想定されるのは、お話し会等で保護者とお子さんたちが集まる機会がありますけれども、終わった後にちょっとサークル的に図書館の和室を利用して交流することができる機会が増えていくのかなど。図書館の資料を使っているいろいろ話し合いをしていただくとか、そういうことに可能性が広がるのかなと思っております。

伊藤委員からご指摘いただいた、政治的中立性については、先ほどご説明した通り、現行地教行法、社会教育法の中で、教育委員会との協議や教育委員会が意見を言うという部分で、適切な社会教育が実施されることを担保するという枠組みが示されておりますので、この中で適切に行っていくと考えております。

稲川議長

皆さんご心配されておりますが、とんでもない市長が出てきて、あれを潰せこれを潰せというようなことがあったり、市民の意見を尊重してくれるのかということをお心配しているのだと思います。条例化されたとしても、どんどん骨抜きになって、例えば公民館も図書館も

市長の思い通りにということが起こってくるか。やはりそれは今教育委員会が歯どめになっているのではないかと私達は信じているところです。

それが私達市民のためになっているのかということも考えていく時期に、ちょうど差しかかってきたということだと思います。今までのご意見を聞いても、教育の担保がどこまでがきちんとされるかということが、私達の一番の心配事であり、それが市長部局に移管され、条例の中でどういう具合になっていくか。

こういう藤沢市であってほしいと私達の意見を社会教育の中で述べられるのは、この社会教育委員会議だけでするので、本当に皆様の思いをこの中でしっかりと位置づけて、答申として出していきたいと思えます。こんなのできないよねと思ったとしても、それをしっかり皆様の方からご意見として出していただきたいと思えます。

西村委員

今だと市長部局の人が事務をやっているので、市民にとってわかりやすい、という話があったのですが、市の施設に行ったときに、市長部局の人だろうが、教育委員会の人だろうが市民は関係ないと思っています。市民にとってわかりにくいというのが、意味がよくわかりませんでした。これは全体を通してだと思います。これは意見として述べさせていただきます。ただ一方で組織ですので、セクショナルリズムがあって、確かに連携しにくい、あるいは移管事務によって事務が円滑になるということは理解できるところです。ただセクショナルリズムは市長部局に移管したからなくなるのかというと、それぞれの課の中で同じことが起こってくるとすると、必ずしもそれで円滑に事務が進むのかなと思っています。その辺を考えたときに、ズバリ、デメリットは何なのか教えてください。

事務局

わかりにくいということがないということですが、確かに施設の種類によっては大きな違いはないかもしれませんが、具体的に一番大きいのは、公民館の利用についてです。今藤沢市の13公民館のうち11公民館は市民センターと同じ建物を併用しています。公民館とし

での利用と市民センターとしての利用という二つの条例に基づいて運営をしていて、公民館で使えない方法でも市民センターとしてだったら使えるということがあります。なかなか皆様にはご理解いただきにくいのですが、市民の方からご意見をいただくことはございません。

デメリットが何かというお話でございますけれども、連携が取りにくいということでは、教育委員会に所管というところで、なかなか一歩踏み出せない部分は事実としてございます。やはり社会教育法の適用というところで、特に宗教と営利と政治活動についての制約があるという部分では、なかなか一歩踏み出して連携が取りにくい部分があるというのは、事実でございます。また、職員にとっては意思決定の迅速性という点では、市長部局の方であれば、部長まで決裁を取って実施できる部分について、教育委員会に必ず図るところで、場合によっては月に1回の教育委員会の定例会を待つために、1ヶ月、2ヶ月待たなければいけない部分があります。迅速性という点では非常に大きなデメリットかなというふうに考えています。

西村委員

事務移管をした場合のデメリットを教えてくださいませんか？

事務局

事務移管をした場合のデメリットは現状ないと考えています。

事務局

事務移管をした場合のデメリットですが、文化財保護委員会について、これまで以上により時間をかけて審議していただくような、責任の重さを認識しなければいけなくなると捉えております。それ以外は業務執行上は違いがありませんので、デメリットはないと捉えております。

事務局

図書館に関しては事務移管によるデメリットはないものと考えております。

矢尾板委員

これまでのご説明と皆様のご意見を拝聴して、基本的には事務移管するのは非常に合理的だと感じております。我々の判断枠組みは、まず社会教育行政は教育委員会が所管するという基本のもとで、藤沢市が事務移管することを適当とする実情がどう説明できるかということがポイントだと思います。私もこれまでいくつか現場を拝見しまして、事務移管ということにも考えが傾いていますが、その説明がまだ十分ではないような感じがしております。

大庭城址公園や貸室の問題等、いくつか実例を挙げましたが、そこをもう少し丁寧に説明していただく必要があると思っておりますので、次回に向けて一層の取組を求めます。さらに、今焦点は担保措置だと思います。デメリットはないと強調されましたが、政治的中立性の観点からどうなのか。文化財保護がしっかりできるのかという観点はしっかりクリアしなければならないと思っております。首長の権限の逸脱濫用につきましては、民主的プロセスの中で対処するのだと思いますが、現行の文化財保護法や社会教育法、図書館法の法律に定める担保措置で十分なのか、もう一度見える化して整理していただきたい。さらに他の自治体で事務移管したところで、何らかのデメリットが発生してないのか。そこも調べてお示しいただきたい。デメリットはないというふうに言い切られましても、そこはエビデンスを示していただきたいところだろうと思っております。おそらくデメリット、メリット両方あるのだろうと思っておりますけれども、そこを踏まえて総合判断した上で、事務移管はどうなのか判断していく。さらに補助執行という重要な論点が出ましたが、補助執行はある意味でバランスのとれた、ちょうど良い塩梅の方法だと感じる向きもあると思えます。補助執行ではわかりにくいという点もありましたけれども、そこをもう一段の説明をしていただきたいということ。それを超えて論点は、完全な教育委員会の所管から移すのではなく、その中間にある補助執行から市長部局というところが最大の論点だと思いますので、その点をもう少しクリアにしていきたいと思っております。行政事務の効率性の観点について、これまで説得力のある説明が一

般論としてはなされたと思いますので、そこの一段の努力をお願いしたいと思っております。

稲川議長

それでは前回の会議において、委員の皆様から頂いたご意見について事務局から説明をしていただきたいと思います。

事務局

資料5をご覧ください。こちらにつきましては、前回の議論を加えた形になっております。「議論の進め方について」は、4、5、6が追加したものになっており、いただいた意見とその意見についての説明を掲載させていただいております。

次に追加したのが3ページの「スポーツ・文化に関する事務について」で、1、2が追加になっているのと、「全般について」ということで、主に指定管理関係のご意見や、学校の優先確保や教育長の考え方というお話が追加になっております。

次回に向けて本日いただいた意見もまとめさせていただくのに加えまして、回数も限られてまいりますので、皆さんの更なる議論を深めるためにも、ある程度体系づけてこの意見をまとめさせていただきたいと考えております。

稲川議長

本日いただいたご意見もさらに追加しながら、私達がどのような意見を出し、どのような回答を事務局から得ていたのか、またその後から検討しますというような形で出てきたのか、まとめてお渡ししているような形になります。こちらをご覧ください、また次回の定例会のときにご意見をお願いしたいと思います。

本日非常に本質的なご意見をいただいたと思います。皆様が非常に疑問に思っている、補助執行であり、なぜ条例化しなければならないのか等、出していただけたと思いますので、次回以降はそれについてもっと深掘りし、私達の方向性を決めて行っていきたいと思います。

議題の2につきましては以上とさせていただきます。それでは、次に入らせていただきたいと思います。

生涯学習ふじさわプランの評価結果意見書のご提出は、ご案内の通り11月30日を締め切りとさせていただいておりますので、質問等ありましたら事務局の方にご連絡していただきたいと思ひます。

また、社会教育関係事務の、市の執行に当たって求められるものなど、別途皆様からこれまでは出せなかつたけれども、ご意見、ご質問等ありましたら、事務局の方にメール等でお送りいただきたいと思ひます。こちらも11月30日までにご提出ください。

それから、今日出していたご意見を、また取りまとめて整理してお示したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、4の報告に入らせていただきたいと思ひます。皆様からの報告事項として、川野委員から、令和5年度神奈川県社会教育委員連絡協議会理事会についてご報告をよろしくお願ひいたします。

川野委員

令和7年度の関東ブロック大会神奈川大会について、会場や分科会など記載されておりますが、確定情報ではなく、事務局である社会教育委員連絡協議会の素案と考えてください。会場は横浜市で行うことが決まっています。事業実施報告事項は省きます。

事業予定としては、11月に事業検討・調査研究委員会で、関東ブロック神奈川大会の草案作りを行うということです。関東ブロック栃木大会は11月21日から22日。全国大会は11月8日に宮崎市で行われました。神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会は、第1回目が来年1月27日に開成町で行われます。テーマは開成町の読書環境ということです。プログラムは式典、人権講話、アクションなどです。引き続き、2月15日にも寒川町で地区研究会を行うとのこと。

令和7年度の関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会の日にちは11月20日・21日で、これはほとんど確定です。ただ会場は決まっておりません。全体会と分科会を行います、1つの会場で複数の分科会を行うことは難しいという意見が出ました。神奈川大会に向けては、実行委員会を作って、その下に準備委員会、そして

連絡調整会議という各部会の部会長と副部会長でつくる連絡調整会議で細かなことを決めていくということです。

最後に全国社会教育連合表彰というのを、10年以上の方を対象に推薦をしているのですが、今回は秦野市の逢坂委員を内申するというので決定されました。以上です。

稲川議長

ありがとうございました。三宅委員、お願いいたします。

三宅委員

先日、事務局のご配慮で、公民館運営審議会におきまして移管についての丁寧なご説明をいただきました。その際に、委員の皆様からご意見をいただいたので、もしよろしければ、そのときに出たご意見の概略を参考資料として皆様にご提示することができないかなと思うんですけどいかがでしょうか。

稲川議長

事務局、お願いいたします。

事務局

公民館についてご議論いただく場ですので、資料としてまとめさせていただきます。

三宅委員

現場で皆さん活動されてらっしゃる方とか審議されている方が主にいらっしゃって、その方たちが思ったことがあると思うので、そういうことも吸い上げながら行った方がきちんとしたプロセスになるのかなと思うので、参考資料としてぜひご提示いただけたらと思います。

事務局

これから社会教育のあり方について、関係審議会の方からのご意見も出てきますので、会議でご報告させていただきます。

稲川議長

公民館運営審議会の他にも、いろいろな審議会でご議論いただいているということですので、その内容もこれから上がってくると思います。それも私達の資料として見させていただくということになると思いますのでよろしくお願いいたします。



続きます5のその他に入りたいと思います。委員の皆様から何かありますでしょうか。

ないようでしたら、次回の定例会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

次回定例会につきましては、12月18日月曜日の午前9時半から正午の開催を予定しております。皆様には、定例会の旨2週間前に開催通知と今回の議事録を電子メールでお送りいたします。その際に議題や会場等につきましてご連絡させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

また、生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理については、8月定例会でご確認いただきましたとおり、評価結果意見書にプランの基本理念、基本目標等の観点からご意見等を記載いただきまして、11月30日木曜日までに事務局へ送付をお願いいたします。

それから、社会教育の施設のあり方についてのご意見、ご質問等も11月30日までにメールで事務局の方にお送りいただければと思います。

事務局からは以上です。

稲川議長

皆様にはお手数をおかけいたしますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

では、11月定例会を終了いたします。ありがとうございました。

\*\*\*\*\* 午後0時 閉会 \*\*\*\*\*